


報告第10号

専決処分の報告について（第7号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年7月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 


提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決処分書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年6月28日

つくばみらい市長 小田川 浩 

- 1 事故発生日時 令和4年6月4日 午前10時10分頃
- 2 事故発生場所 つくばみらい市福岡971番地
福岡小学校 職員駐車場
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 公用車を後ろ向きで駐車する際、車両感覚を誤り、駐車していた相手の車に接触し、車両を損傷させた。
- 5 損害賠償額 107,470円
- 6 市の過失割合 100%